

一般社団法人日本循環器学会 用語委員会内規

平成22年10月22日理事会承認

平成25年 6月14日理事会承認

(設 置)

第1条 定款第39条に基づき、本会に一般社団法人日本循環器学会用語委員会(以下「本委員会」という)を置く。

(目 的)

第2条 本委員会は、循環器学に関する用語集の作成および公開を業務とする。

(組 織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名を以て組織する。

(委 員)

第4条 委員長は理事とする。

2. 委員は、委員長が指名し、代表理事が委嘱する。
3. 本委員会に幹事を置くことができる。幹事は、委員長の推薦により代表理事が委嘱する。
4. 任期は理事の任期とし、再任を妨げない。
5. 委員長、委員及び幹事は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員会)

第5条 本委員会は委員長が招集し、議長となる。

2. 本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。
3. 委員会開催の都度、幹事は議事録を作成し、これを事務局にて保存する。
4. 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者にオブザーバーとして出席を要請し、意見を求めることができる。
5. 幹事は、委員長を補佐し、日常の業務について事務局を指導する。

(業 務)

第6条 本委員会は、循環器学の用語に関する意見収集や用語集の発行、および用語の広報等を業務とする。

2. 本会が主として関与している外部機関は次のものであり、本委員会から代表の派遣などを選考する。
 - (1) 日本医学会用語委員会
 - (2) その他、本委員会が認める外部機関
3. 委員は、上記外部機関への渉外を担当し、外部機関の要請に応じてこれらが主催する会議等に本学会の代表として出席する資格を有する。

(計画・予算)

第7条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、当該年度開始前に理事会に諮らなければならない。

(報 告)

第8条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を理事会に提出し、次期委員会へ引き継がなければならない。

(改 廃)

第9条 この内規の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則 この内規は、平成22年10月22日より施行する。